

政令第三百六十八号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条、第十七条第一項及び第十七条の三の二の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項に次の一号を加える。

六　対象火氣器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第十二条第一項第一号中「別表第一(内)項口に」を「次に」に改め、「延べ面積が二百七十五平方メートル以上のもののうち」を削り、同号に次のように加える。

イ　別表第一(内)項口(1)及び(3)に掲げる防火対象物

ロ　別表第一(内)項口(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以

上のものに限る。)

第二十一条第一項第一号を次のように改める。

一次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ、(六)項ロ、(七)項ロ及び(八)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

第二十一条第一項第三号を次のように改める。

三次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項ニ、(七)項イ及び(八)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）

第二十一条第一項第九号を次のように改める。

九 別表第一(二)項に掲げる防火対象物（第三号及び前二号に掲げるものを除く。）の部分で、次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

口 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

第三十五条第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ハ 別表第一(三)項イ、(四)項及び(五)項に掲げる防火対象物（イ又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

第三十五条第一項第二号中「別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ」を「別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項」に、「同表(六)項イ、(七)項及び(八)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの」を「前号ロ及びハに掲げるもの」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条の二第一項の改正規定並びに次

条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に効力を有する消防法第九条の市町村条例が前条を
だし書に規定する改正規定による改正後の消防法施行令第五条の二第一項に規定する条例制定基準（以下
「新基準」という。）に適合しないこととなる場合における同法第九条の市町村条例に係る基準について
は、平成二十六年八月一日以前において新基準に従い当該条例の改正が行われるまでの間に限り、なお従
前の例による。

第三条 この政令の施行の際、現に存するこの政令による改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）
別表第一(六)項ロ及び(七)項イに掲げる防火対象物（同表(六)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロ
に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下この項において同じ。）並びに現に
新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及び(七)項イに掲げる防火対象物におけ
るスプリンクラー設備に係る技術上の基準については、新令第十二条の規定にかかわらず、平成三十年三
月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 この政令の施行の際、現に存する新令別表第一(五)項イ、(六)項イ及びハ、(七)項イ並びに(八)項に掲げる防火対象物（同表(六)項イ及び(七)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(五)項イ又は(六)項イ若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(五)項イ、(六)項イ及びハ、(七)項イ並びに(八)項に掲げる防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、新令第二十一条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（消防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「並びに(六)項イ」を「、(六)項イ並びに(七)項」に改め、「同表(六)項イ」の下に「及び(八)項」を加え、同条第二項中「並びに(六)項イ」を「、(六)項イ並びに(七)項」に改める。

理 由

花火大会会場、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設及びホテルにおける最近の火災の事例に鑑み、対象火気器具等の取扱いに関する基準を強化するとともに、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置を行わなければならない防火対象物の範囲を拡大する等の必要があるからである。